

元嘉曆

二法兼用らる

儀鳳曆

廢帝天皇の朝、天平寶字七年八月より、

大衍曆

文德天皇の朝、齊衡三年、

五紀曆 併せ用ひらる、但五紀曆の法は小に六ヶ年なり、

清和天皇の朝、貞觀三年六月より、

長慶宣命曆

靈元天皇の朝、貞享元年、

貞享曆

桃園天皇の朝、寶曆四年十一月より

寶曆甲戌元曆

今上、寛政九年十一月より、

新曆法

以上

寛政九年十一月廿一日

橘嘉樹

〔府内備考十三〕頒曆調所 又測量所と云

按に、本朝にて曆を造らしめられしは、古代よりの事なれど、古くは皆唐國の曆法を用られしなり、本朝の曆法行はれしは、安井算哲今の澀川助左衛門が先祖なり、元は碁所にて安井算哲といひ、氏名を改めて澀川が撰びし貞享曆を始とす、其後六十餘年を歴て、佐々木文次郎と云者、今の吉助、左衛門と稱す、川が撰びし貞享曆を始とす、其後六十餘年を歴て、佐々木文次郎と云者、今の吉